

平成26年7月25日

厚生労働省健康局長 新村 和哉 殿

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 議長
堀田 知光

都道府県がん診療連携拠点病院に求められる機能の実現に関する提案

平成24年に策定された「第2期がん対策推進基本計画」に基づき、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、平成26年1月にがん診療連携拠点病院の整備をより一層進めていくために「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という。）が定められました。

指針では、全国でがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることを目指し、都道府県がん診療連携拠点病院が果たすべき役割を強化するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院が設置する「都道府県がん診療連携協議会」において、地域性に応じたがん診療連携拠点病院等の整備に関する検討を行っていくことが明記されています。

今後のがん診療の提供体制のあり方を考えたときに、地域の状況に応じた体制整備を進め、各都道府県内の課題を解決していくために、都道府県がん診療連携拠点病院がリーダーシップを発揮し活動していくことは重要だと考えます。

そのためには、都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県内のがん診療の質の向上に向けて、より一層情報の収集と分析、情報発信を行うとともに、関係者との連携を強化し、関係者間の調整や協議の場の設定などを継続的に実施していく必要があります。また、相談支援などの領域によっては、単独都道府県で活動を行うよりも、複数都道府県と連携し活動していくことが有効であることが試験的な取り組みにより示されており、複数の都道府県がん診療連携拠点病院で共催する活動も効率的であり効果的であると考えられます。

都道府県がん診療連携拠点病院が、指針で定められた活動を実施していくために、本連絡協議会は、下記の提案を行なうことといたしました。国においては、全国におけるがん診療の質をさらに向上させることができるよう、以下の対策を講ずるようお願いいたします。

1. 都道府県がん診療連携拠点病院が求められている活動を実施していくためには、都道府県がん診療連携拠点病院の事務局機能を充実させる必要があり、この業務に専従的に関わる人材配置が不可欠です。都道府県がん診療連携拠点病院において、新たな事務局機能を担う人材配置のための財源の確保が喫緊の課題であり、国において適切な財政措置を行うことを要望します。

2. 相談支援に携わる者への研修の提供など、広域で取り組むことにより一層効果が高まると考えられる活動に関して、複数都道府県で主催する活動についても、単独都道府県において行う活動と同等に、都道府県がん診療連携拠点病院の正規の活動として位置付けられることを要望します。